

「死因究明等推進計画」重点施策の取組状況

法務省刑事局

第1 重点施策26：死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。

【取組状況】

法務省では、平成26年9月に、全国の地方検察庁に対し、都道府県等から死因究明等推進地方協議会への参加等の協力要請があった場合にはこれ適切に応じるよう文書を発出して周知をし、その後も、協力要請があった場合には適切に応じるように、各地検の視察をした際に周知するなどしてきた。

引き続き、死因究明等推進地方協議会の開催状況等を踏まえて、適切に対応して参りたい。

第2 重点施策87：死因究明により得られた情報の活用

厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。

【取組状況】

令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、都道府県を実施主体としてCDR体制整備モデル事業が開始されているところ、法務省においては、その枠組みに関する検討状況を注視し、その検討状況を前提に、刑事訴訟法47条の趣旨、CDRの必要性・重要性を踏まえ、関係省庁と十分連携しつつ、対応の在り方について検討している。

今後も引き続き、関係省庁と連携し、必要な対応をして参りたい。

第3 重点施策89：死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努める。

【取組状況】

検察庁では、司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対し、丁寧に説明するよう努めているものと承知している。

検察庁では、引き続き、遺族等に対し、丁寧に説明するよう努めていくものと承知している。

第4 重点施策93：情報の適切な管理

死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。

【取組状況】

死因究明等により得られた情報も捜査情報の一つであるが、検察庁では、捜査情報を含む情報の管理の重要性については、適宜研修等で周知し、情報の適切な管理に努めているものと承知している。

そして、検察庁では、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、刑事関係法令及び個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報についても適切な管理に努めているものと承知している。

検察庁では、引き続き、死因究明等により得られた情報を含む情報の適切な管理に努めていくものと承知している。